

との折衝もあつて実現がなか／＼でできなかったといふこととございします。が、私はこの衆議院の修正案を認めまして原案全部に賛成をいたすものであります。

○委員長(吉川末次郎君) 岡元さんよろしくございしますか。

○岡元義人君 この非常に地方財政の逼迫しております折柄、この法案は一刻も早く出してやらなければならぬといふことは十分、分つておりますが、私は地方財政法、それから先程説明いたしました修正案も別に提出しておりますが、これについて反対するものであります。というものはこの地方財政法及び地方税制の中に盛り込んであります内容については、戦争犠牲者であるところの、又特に引揚げて来た六百二十万の同胞が非常な注視的になつておる問題であります。僅かに法案の一部で済むこととありますけれども、これが全然考慮されないといふことであります以上は、この法案に賛成するわけに行かないのであります。地方財政法の問題は生活保護法については國庫負担にすべきである、分擔負担すべきではないといふのが、私の趣旨でありまして、これは當委員会においても種々述べて参りましたけれども、留守家族や遺家族、戦災者、引揚者等生活保護を受ける者は、非常に精神的な苦痛、圧迫を受けておる。又地方財政も非常な逼迫状態にあり、この際同じ分與税を以て補填するのであるならば國庫が一本で負担すべきであるといふのが、私の主張であります。尙今後待つて来るところの八万乃至九万人の引揚無縁故者に対しては、政府は片一方におきましては当然これらを收容するた

めに住宅費まで予算に計上しておるものであります。それも尙予期しないところの地方町村が、こういう關入者に対しては、地方財源を以て尙生活保護の負担をしなければならぬというような矛盾した事実に対しては、私はこの法案に賛成するわけにいかないのがあります。以上反対の意見を述べました。

○委員長(吉川末次郎君) 他に御意見の御開陳がなければ、これより採決に入りますが、野溝國務大臣より発言を求められましたからこれを許します。

○國務大臣(野溝壽壽) 岡元委員にこの際御了解を得ておきたいと思ひます。戦災者に対して特に考慮を拂つてない、例を挙げれば住民税は生活保護をする國家的な政策に背反するではないかという御意見でございしますが、実は四十七條には別に引揚者とは違つてあります。貧困に因り生活のため公私の救助を受け又は扶助を受ける者に対しては、この限りではない。という制約規定がありますので、實際上の生活状態はそれを許さない事情にありまますから、免除をすることもできるものでありますから、その点御了承願つておきたいと思ひます。

○委員長(吉川末次郎君) まず岡元義人君提案の修正案、それは三法案中地方税法の第四十七條及び第五十二條の修正案であります。岡元義人君の修正案を採決したいと思ひます。岡元義人君の修正案に御賛成の方は御起立を願ひます。

【起立者少数】

○委員長(吉川末次郎君) 少数と認めます。よつて岡元義人君の修正案は否

決されました。それでは三法案を一括して採決いたします。政府原案に衆議院の修正案を含めまして、衆議院より回付の法案に対して、御賛成の方の御起立を願ひます。

【起立者多数】

○委員長(吉川末次郎君) 多数と認めます。よつて本法案は、三案とも可決確定いたしました。法規によりまして御署名を願ひます。

【多数意見者署名】

○委員長(吉川末次郎君) 尙本會議における本日いたします委員長報告は御一任を願ひましたことに解しましてよろしくございしますか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(吉川末次郎君) それではそのように解釈いたします。尙本日は最後の日でございます。残つております議案は、先程の警察官等の職務執行に関する法案と、それから請願及び陳情が数件ございします。早速これを御審議を願ひことにいたします。

それから尙もう一つ、経済警察法による地方の出張所について、地方自治法の基にその承認を求めるところの議案がございしますが、経済警察法が衆議院でその名前が変更されて、目下決算委員会で審議中であります。五時頃でないとはつきり分らないのでありますから、然る後に皆さんに改めて御審議を願ひことに本法案につきましてはいたしたいと存じております。

それでは早速引続きまして残つておりますところの本委員会に付託されました陳情並びに請願につきましては原専門調査員の説明を聴くことにいたします。速記を止めて下さい。

午後四時二十八分速記中止

午後四時四十五分速記開始

○委員長(吉川末次郎君) 速記を始めさせていただきます。他に御質疑はございせんか。他に御質疑もなければ本案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにして御述べを願ひます。別に御意見もないようでありますから討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(吉川末次郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。「地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、経済警察法第十三條第一項の規定による地方経済警察の設置に關し承認を求めの件」を承認することに御賛成の方は御起立を願ひます。

【起立者多数】

○委員長(吉川末次郎君) 多数と認めます。よつて本件は承認することに決定いたしました。

尙本會議における委員長口頭報告の内容は、本院規則第四十四條によつて、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することにして御承認願ひことに御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

ら、本件を可とする方は順次御署名を願ひます。

【多数意見者署名】

○委員長(吉川末次郎君) 署名洩れはございせんか。ないと認めます。速記を止めて下さい。

午後五時零分速記中止

午後五時十九分速記開始

○委員長(吉川末次郎君) では速記を始めさせていただきます。鬼丸委員。

○鬼丸義壽君 政府委員にお尋ねいたしますが、この第七條の警察官等が武器使用によつて人に危害を加えてよろしいという範圍は、ひとり正当防衛、緊急避難のときのみならず、その他の場合において「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に犯したる罪を現に犯し、若しくは既に犯したる罪に對する警察官等の職務の執行に對して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき」……刑法の所定の刑期におきまして、長期三年以上の刑に當りますという者は、概して刑法中の殆んど大部分の犯罪がこれに含まれるのであります。その刑法の大部分の刑に當りまする刑を犯しましたる者なりと認めまする警察官の認定によりまして、そうして而もその者が逃走しようとするときは、殆んどそうした被疑者を捕まへる場合は、大部分從順に逮捕に應じまする者は概して少い、こういうようなことからかくにして逃走しようとする者というふうに認める場合が、警察官には多いのであります。そういう名の下に武器を使用したしまし、これで人を殺傷いたしましたも尙且つその責任なし、それは業務上の

あると、こういうふうに解釈する虞れがあります。で、あるから、一つの何

行為なり、法令上の行為なりといふこ

とに限定をいたしておりますし、七

りる相當な理由のある場合」というこ

との、殊に法律的根拠も指針もないよ

る脱線行為があるやうな事例

故者に對しましては、政府は片一方に
おきましては當然これらを收容するた

○委員長(吉川末次郎君) 少数と認めます。よつて岡元義人君の修正案は否

原専門調査員の説明を聴くことにいたします。速記を止めて下さい。

に提出する報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますか

して、これで人を殺傷いたしましたとしても、
尙且つその責任なし、それは業務上の

行爲なり、法令上の行爲なりということによつて、無罪になりまするならば、それ程危険なことはないのであります。いわゆる「危害」とは何ぞや、言葉を変へるならば、殺傷、殺してもよろしい、傷害を與へてもよろしい、ということであります。現在の警察官の教養程度におきまして、果してそれだけの大きな権力を與へてやつて何ら危険ないと御覽になつておるか、先ずその点を伺いたいと思ひます。尙武蔵とは一体何を指すのであるか、この二点について先ず伺いたいと思ひます。

○政府委員(柏村儼健君) 先程議院の修正案を御説明申上げた際にお話申上げたのでありますが、原案におきましては「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪」と單に贅いておりましたが、衆議院におきまして「禁錮にあたる兇惡な罪」というふうに言葉を入れたわけであります。そういたしました例えは窃盜にいたしましては單なる野榮を盜みに來たかというふうな者について、これを適用するといふ考えは毛頭ないのであります。先般茨城縣の海道に起りましたような、トラック等を使用した集團の窃盜、而も武器も持つておるといふような者につきまして、必要ある場合も

にこの適用と考えるということである。勿論御心配のような警察官の教養程度というようなことも十分考えなければなりませんので、これらについては十分今後においても、この規定の適用の問題等については、十分教養を防ぎ、又は逮捕するために他に手筈がないと警察官等において信ずるに足らぬ

りる相當な理由のある場合」ということに限定をいたしておりますし、七條の本文におきましても「その事態に應じ、合理的に必要と判断限度において、武器を使用することができると」いたしておるわけであります。決してどんな場合でも射殺権があるのであるというふうに單純に考えておるわけでは毛頭ないのであります。勿論危害を加えておらない場合に危害を加えれば、当然これは過剰の行爲になりますし、例えば逮捕のため止むを得ず足であるとか手であるとかいう生命に支障のない程度の危害を與えて、逮捕を全うするといふようなことが必要である場合におきまして、生命を奪うということになりますれば、その範圍において過剰の行爲と考えられるわけでありまして、十分その点はこの規定を慎重に運営上においても考えておりたい、こう思つておるわけでございます。

それから武器の範圍でござい、ます
が、只今使用いたしておりますもの
は、拳銃と警杖、警棒であります。
れも將來或いは研究の結果、警察官
の使用し得る適當なる武器という
ものがあるかも知れませんが、現在
に考案されることもござい、ます。
おきまして使用いたしております
のは、その範圍でござい、ます。

○鬼丸義衛君 衆議院の方でこの第一項の場合に「兇惡」という文字を入れるかということでもあります。兇惡とやゝ或いは非兇惡とかいふものは程度の問題でありまして、勿論法的根拠がないさような法的根拠のなきものに對しまして、判那の出來事の場合に、判那の間に判断し、なさなければならぬことが多いのであります。そういう場合に非常な解氣において困難なようなこ

との、殊に法律的根拠も指針もないようなことによつて、それが而も憲法の保障に係りますうちの、最も重大となるべきところその生命身体に對しまする問題等に係つております場合ならば、一段とその点は法を作ります場合に注意を要しなければならんと思ひます。成る程正當なる理由であるとか、或いは相當なる理由であるとかいうような規範、一つの條件があるようであります。併しながらこれは誠に實際問題といたしましてはむづかしい問題であります、私は幾多の事例を知つて

あります。警務官は職務に忠実であり、また、一つの被疑者を逮捕するといふ場合に、利那の出来事であり、また、職務に忠実なるために往々にしてその規範というものを逸脱いたします。それが殆んど大部分である。そこで厳格なる規定を一つ設けてあり、まして、尚且つその範囲を超えまし

て、從來幾多の問題を起しておりました。從來は薙剣を佩せられておりましたのであります。が、今後は武器となりますれば、只今までは拳銃である、或いは機関銃等もやがては持たせなければならん場合もあるものであります。その他の武器も相当なる威力のあるものを持たせるといふ

ことになるであります。而もこの規定には何もございせんから、時に應じてその武器というものを決める必要があるのであります。そうしたような場合には從來帶剣を命ぜられておられます時にいてすら、幾多の越権或いはその規範を脱しまして問題を起しておるのでありますからして、況んやまず、その間におきましてすら各所に

ろく／＼筆銃使用によりまする、いわゆる脱線の行爲がありますような事例があるのです。でありますから、ここに一つの法的権力を與えまするには、相當な嚴重な規範を與えて置いてすら、私は尙且つ職務に忠実のために、その範圍を越えはしないかということを憂ふる者であります。その意味におきまして、私はこの長期三年以上というようなふうなことになるかと、先程申上げました通りに、殆んどもう刑法の処罰になります。反則行爲といふものは大部分これに當るのであります。

よるしいということになりますので、よろしいとさせていただきますのは、餘りにもこの権利が強過ぎはしないかと、必ずや私は、この法律を制定いたしますことによつて、警察官に對します、いわゆる越権と申しましたか、とにかく規範を脱しまする擇多の事例の起つてゐるのであらうこと

を要するものであります。故に私は、若しこういうことに對しまする規定をどうしても置かなければならぬとするならば、尙このいゝわゆる過剰殺傷の場合における規定ですね、これは少くとも何故この本條に置かないかつたか。先回私はこの委員会においてお尋ねいたしましたのでありますが、そ

れはもうすでに当然であるから、その結果として、必ず超過の罪については責任を負うべきであるということをお説明しておりましたが、刑法にありきすごとに、正当防衛、或いは緊急避難の場合にその限度を越えまするならば、その責任を免れることができないということが明記してありますごとくに、この場合にも明記しておかないと、法から與えられた一つの権利で

あると、こういうふうに解釈する虞れがあります。で、あるから、一つの何を抑えんとすれば、結局この過剰の処罰に對しましては、当然最小限度において、私は規定しなければ、危険の上でもないものであると思います。政府の所信はどうでありましょうか。

○政務府員（藤澤昇雲） 只今の点につきましては、誠に御尤もの次第であります。我々も本案を立案をいたしますが、際に、その点を考えたのでありますが、法制局におきまして、それは当然であつて、この法律の限度を越えた場合

には、必ず刑法の各本條で処斷されることになるということで、我々はこれを取止めたのであります。併しながら實際それを書いて置くということは、当然のことを書いて置くことも差支ないじやないかと私は考えまして、丁度衆議院において修正をされます際に、そういう御意見もありましたので、む

しる我々の方から、それじやこの際には本法の各本條の規定を越えて、人権蹂躪に亘つた場合には、刑法の罪を免れることができないんだということを、はつきり第九條を設けて明記をして貰つたらどうだろうということさえも申したのであります。が、その際も法制局長官は、それは法律上は当然のことである

あつて、善くには及ばない、それから衆議院の議員の方におかれましても、それは当然だから止したらよからうというので、丁度その際は、衆議院の方は司法委員会の委員の方も御列席の上で、そういう内協議をいたしまして、そういうダブるような割には止ましようということに煩着いたしたのであります。我々の考えと、今日に至りました経緯をお傳へ申上げます。

PL

○委員長(吉川末次郎)　ちよつと鬼丸委員に申し上げますが、先程あなたがお述べになりましたこの審議を執行することに關してであります、只今そのために委員長もおつたのであります、結局委員長が私に申しており、ますところでは、その筋のアブルーヴアルを得るといふ手續については、仮決定を願つて、そうしてアブルーヴアルを得るといふことに仮定を置いていんであるといふことを申しておりまして。尙その時、本日は採決に入らずして、審議を打切るべきであるといふやうな意見の御開陳がありましたのですが、若しそいふことに御賛成の方があるようでしたら、この際採決して、審議を施行すべきか、或いは審議を打ち切り、採決は本日すべからずとするかといふやうなことについて、お決めの願うようにしたらどうかと思ふのです……。

○婆舅外隣儀（松井過失君）ちよつと
今外と話しておりますから、一点だけ
を質問させて頂きます。

○委員長(吉川末次郎君) 併し今のこ
とが決まつてから後にして頂きましよ
うか。あなたは司法委員で……。

外へ参りますから。

○委員外議員(松井通夫君) 和田直樹

○委員長(吉川末次郎君) ちよつと辯

委員外議員（松井清夫君）ちよつと
恐縮ですが、この際若しその点につい
て採決するのでしたら、ちよつと……

○委員長（吉川末次郎君）それじゃ箇
單に一つ。

○委員外議員（松井通夫君） 第七條について、論議が相当闘わされておつた

ように拜聴しておるのであります。私、
実は他の委員会の關係で、ずつとこの
合同委員会に出席できなかったことを
甚だ遺憾に存じておるのであります
が、この七條の、人を危害することが
できるという場合は、これは警察官と
しての正当の行爲、刑法でいうと、三
十五條の正当の行爲を規定したもので
あると、私解しておるのであります。
併しこの点において、どうしても私の
理解の行かないことは人を殺害しても
よろしい、射殺してもよろしいといふ
ことが、正当の行爲として認められる
という点であります。人を殺す場合は、
この條文にも出ております、これは
刑法第三十六條、同法第三十七條の場
合が規定しておるのであります、こ
の以外に、警察官の正当の行爲として
人を殺害する場合までも認めること
は、これを逃走の場合に例をとつて考
えて見ますと、如何にも危険千萬なこ

とであるのであります。この正当の行爲を認める根本の理由からいつて、行過ぎてゐると私考えるのであります。

例えは足や、或いは肘のあたり以外傷を興えれば、それで目的を達することが多い。本当の氣持で射っているんだ

合が多い筈であります。何故に人を射殺までしなければならんのか。それを王君と見なすればなるのか。その

理由は到底理解できないのであります。人の生命を軽んずるという印象を、少しでも興えますことは、新しい靈

法の、國民の基本的人權を確保いたします、その精神からいまして、非常に有害であるのであります。人の生

命ということを最も重要なものだとい
う考えをここに強く印象付けなければ

ならぬのであります。人を殺してしまつてはこれは最後なのであります、國家の政治も憲法自身も、國民の幸福といふことを考えておる、公共の福祉によつての關係でこういうことが認められるという議論が出て來るのであります。が公共の福祉は個人の福祉の集積であると考えなければならぬのであります、この個人をば、こういう段階で射殺してもかまわぬといふことは、頗る危険なのであります。先程も申し上げましたように、人の生命を軽んずるという印象を少しでも與えることは、非常に恐怖感を知つて爾漫させるようなことにもなるのであります。人の生命の重要さといふものの認識が薄くなつて參りまして、強く罰すれば罰する程、死刑を多くすれば多くする程人の生命を害するような犯罪が起て來たといふようなことは、昔の警察國家でその例が多いのであります。

○委員長(吉川末次郎君) 松井君に御注意いたしますが、成るべく簡単にお願いいたします。

ねいたしますことは、要するに正當なる行爲として人を殺害してもよろしいと、いふことを殺すなすればならない理

由をお尋ねいたしたいと思います。

○政府委員(齋藤昇君) 誠に重要な点でありますので、私からお答え申し上げます。

たいと存じます。これは当然に射殺をしてよろしいという規定ではないのであります、第七條に、「相當な理由の

ある場合においては、その事態に應じ合理的に必要と判断される「限度」でありまして、この「限度」を超えまると

過剰行爲になつて刑法犯に問われるのであります。従つて單に殺人犯が逃走

して行く。これは非常な緊急犯であつて、何とかしてこれを捕えなければならぬといつて、昔なら警防團や何かと一諸に山狩をしてこれが飛出して来た。逃げて行く、こういう場合には或いは足ぐらいを射つ場合があるかも知れませんが、さような場合には危害を加えてもこれは正当な行爲である、すべてそれはそれらの周囲の事態に應じて、合理的だと一般に認められるという場合でなければ、若し誤つて逃亡する者を射殺したということであれば、これは過剰行爲として私は過失傷害致死罪になるべきだと、かように考えておるのであります。その点を申上げて置きます。

○委員長(吉川末次郎君) 大体あなたの御質問は大分前からいわれていることでもありますし、司法委員会を代表して鬼丸さんに御意見を述べて頂くといふ形になつておりますから……。

C委員外郎員(柳井鑑夫)「要するに、
 そういう、人を殺害するという場合には、
 は、この正当防衛に限つてよいのでは
 ないか。警察官の正当の行爲として合

の逮捕乃至は現行犯といったような場合の正当行爲として、傷害の程度ならいざ知らず、殺害の程度まで認めなければならぬ。

ればならない理由が、私にはどうしても分らないのであります。その点をお尋ねしておるのであります。

○政府委員(柏村愼雄君) お話の点は御尤もだと思ふのでありますが、こゝで書いております「左の各号の一に該

当する場合を除いては、人に危害を與えてはならない。」といひまして、前の第三十六條、即ち正當衛防の場合も含

んで今の殺害ということをいつてい
わけであります。危害の中、人を殺す

場合も違ふといふことは、死んだ正義の防衛の場合以外に「その事態に應じ合理的に必要と判断される限度」として、人を殺すといふことはあり得ないと思ひます。

○委員長(吉川末次郎君) 重要な採決をしなければなりませんから、それが済んでからお願いいたします。ちよつとお待ち下さい。大變恐縮でございますが……。

○委員外議員(松井道夫君) 明らかに法文に反した御解釈のようであります。一言それだけ申上げて置きます。

○委員長(吉川末次郎君) 先程御相談いたしましたのでありますが、鬼丸さんから本議案の審議を打切つて、採決すべからずというような御意見の御開陳があつたのですが、それについて採決いたしましたか。或いは採決せずしてこのまま審議を進行いたしましたものでしょうか。それについて一つ御意見を承

○中井光次君 先程鬼丸さんからそういう座談のお話でしたが、皆さんすでに審議を進行されておる

のです。特に御異議もないようであり
ますから、そういう固い形を採らない
で審議を進行されたら如何でしよろ

か。「賛成」と呼ぶ者あり）
○羽生三七君、先程鬼丸さんが、修正案について、関係方面との折衝その他

本質上の審議が、いろいろ形式上、とやかくいわなくても實際上可能だといふところを、再三繰返されておるのでは

りますから、それに基いて一應態度を決定したいと思います。

○鬼丸義齋君 私にこんな重要なこと

は会期の終りにおいても、もう少しし
究する必要があると思います。少な

とも、質問におきましてもまだこの程度におきましては到底私共質疑打ち切りですが……。

つきましては直ちに討論採決に入りましてよろしうございますか。

す。若しこれは足りない、警察官が十

とだと思ふのであります。併しながら、
当委員会におきましても意見を述べよう

委員外議員(松井通夫) 第七條に
ついて、論議が相当開かれておつた
命といふことを最も重要なものだとい
う考えをここに強く印象付けなければ
過剰行為になつて刑法犯に問われるの
であります。従つて単に殺人犯が逃走
して今の殺害といふことをいつてい
るわけでありませう。危情の中、人を殺す
は会則の終りにおいても、もう少し研
究する必要があります。少なく

とも、質問におきましてまだこの程
度におきましては到底私共質疑打ち切
りの動議に賛成し難いのであります。私
共としては少なくとも、もう少し……
○委員長(吉川末次郎君) ところが事
実上今日一ぱいで終りになるわけであ
りますから、本会議にも入らなければ
なりませんし、又我々もいたしまして
は報告いたすことの準備もいたさなけ
ればなりませんし、執行いたすならば
徹底的に十二時まで進行して結構なん
ですけれども、若し先程のお考のよう
に、又羽生君から御意見の御開陳があ
りましたように、本日採決すべからず
というところの御意見が多数なように
なりましてならば、決して無駄ではあ
りませんけれども、まあそういうこと
に時間を多く費しておる暇はないんじ
やないかと思ひますので、御相談上
げたわけでありませう。

○岡元義人君 議事進行について……
一應委員長が採決をなさつて進められ
たらどうですか。
○委員長(吉川末次郎君) その点をで
すか。
○岡元義人君 そうです。
○鬼丸義昭君 併しなか／＼容赦しや
ないと思ひます。人の身体を殺傷する
というやうなことを許されておるの
は、判決がとにかく正当防衛か緊急の
以外にないんですから、これが本當に
法的根拠を興える新らしいものとする
ならば、余程慎重を期さなければなら
ないと思ひますので、少くとも私共
は異議を多分に持つておるのでありま
す。この程度で私は採決せずして審議
を続行することを提案いたします。

○委員長(吉川末次郎君) そうすると
あなたのいわれておることを私が誤解
しておるやうな形になるわけなんであ
りますか……
○中井光次君 鬼丸さんの御意向は審
議を打ち切らずやりたい、併し採決して
時間が迫れば……
○委員長(吉川末次郎君) 採決という
のは審議を続行するかしらないかとい
うことを採決するわけなんです。
○中井光次君 それは異議がないとお
つしやつておられますわけですか。(審
議続行異議なしと呼ぶ者あり)
○委員長(吉川末次郎君) それでは審
議を続行いたしましてよろしうござい
ますか。
○委員長(吉川末次郎君) それでは審
議を続行いたしまして……

○鬼丸義昭君 司法委員会の方で最後
の採決がありますから、私はこれで……
○鈴木直人君 司法委員会がこうだか
らといつてこれを休絶して又行かれる
といふことは非常に困る、それは困る。
それならとにかく打ち切るならば打ち切
りの動議を出して頂きたい。
○鬼丸義昭君 それでは仕方がありま
せん。
○委員長(吉川末次郎君) 質疑は大體
盡きたんじやないですか。
○岡元義人君 この辺で打ち切つて頂き
たいと思ひます。動議を提出いたしま
す。(賛成と呼ぶ者あり)
○委員長(吉川末次郎君) それでは質
疑を打ち切るということについて御達成
の方は挙手を願ひます。
○委員長(吉川末次郎君) 多数と認め
ます。それでは質疑を打ち切ることに
いたします。

つきましては直ちに討論採決に入り
ましてよろしうございますか。
○委員長(吉川末次郎君) それではこ
れより討論に入ります。警察官等職務
執行法案につきまして御意見の御開陳
を願ひたいと存じます。
○羽生三七君 この法案につきまして
は専門家の立場、即ち司法委員の方々
の御意見によつてすでに明かなごと
く、各條文に多くの矛盾を孕んでおり
ます。又司法の専門家でない私共素人
の人間が見ても、この法案が成立
した場合におきましてはその警察官の
素養がこれに伴わなければ、極めて危
険な状態を招来することが十分看取さ
れるのであります。それがどの項目で
あるかといふことは、時間がありませ
んから私は詳細には申し上げませんが、
恐らくこの法案の随所にその危険性を
暴露しておると思ひます。従つて私は
この法案に反対なのであります。併し
私は正常なる行為が不当なる拘束を受
けることには反対いたしますが、兇惡
なる犯罪まで見逃すといふことを正當
化するものではないのであります。こ
れは恐らく私と同様の反対論者でも、
誰が見ても万人悉く兇惡なる犯罪と看
取されるものを見逃すために反対して
おるのだといふやうにお考え下さる方
はないと思ひます。私は正當なる正
しい行為すら、警察官の素養如何によ
つては誤つて解釈され、又誤つたよう
な行為をとられる危険性十分内包して
おる、この法案には賛成することはで
きないのであります。この法案をなぜ
早急にその上に決定を急がれるのか
私は疑問であります。今日までとに
かく現行法でやつて來たのでありま

す。若しこれは足りない、警察官が十
分に職務を果せないというならば、私
は警察官の待遇などを改善して、長い
目で見て今後警察官が自主的な判断
と、正しい見識によつてその運用を誤
らざる方法を期待すべきだと思ひので
あります。日本が會ての軍國主義、官
僚主義の時代から民主主義に轉化する
過程におきまして、今日著しい兇惡犯
罪を逮捕する場合に、極めて多くの困
難があるといふことは私も承知してお
ります。併しこの民主主義の過程には
多少の犠牲は止むを得ざるものであり
まして、これは暫く將來警察官の素養
等に十分な努力を費して、常識的な
判断ができることによつて、かような
法案を制定せずとも、その精神は十
分果し得ると思ひのであります。以上
の意見にをきまして私はこの警察官等
職務執行法案に反対いたします。
○委員長(吉川末次郎君) 尙私、言ひ
遅れましたので申し上げます。併し、言
ひます。司法委員の方々から、多数の修正
案等が出ておられますが、修正案の提出
の資格ある者は、法的に治安及び地
方制度委員会の方ばかりであります。
他の委員会の方は、それより離れたる
ところの意見として御開陳を願つたこ
とになつております。尙只今御討論を
願つておられますところの警察官等職務
執行法案の討論採決におきましては、
衆議院の修正案を包括してゐるものと
御開陳を願ひたいと思ひます。他に御
意見がありましたら、お述べを願ひた
いと思ひます。

○岡元義人君 私はこの法案に賛成い
たしますが、この際日本の國情からい
たしまして、警察力を強化しなければ
ならぬといふことは、非常に大事なこ
とだと思ひのであります。併しながら
當委員会におきましても意見を述べま
したように、若し間違えませうと、却て
役に立たなければならぬ法案が、悪い
結果になるというやうな懸念が多分に
含まれてゐる。そういう關係上、今日
まで審議の上にもそれが反映して來た
と思ひのであります。本案が成立した
らば、十分このやうな懸念を
ば勘案されまして、特に周囲の解釈が、
折角民主化されました警察が、又元の
姿に還るのではないかといふやうな懸
念さへも抱かしてゐるという実情が
あるのでございませう。こゝういふ點につ
きましては十分当局は注意を要する。
尙もう一點、案の取扱といふこと
につきましては、尙一層細かに訓練す
る必要がある。こゝういふことを述べ
まして、この法案に賛成いたします。
○委員長(吉川末次郎君) 他に御意見
の御開陳はございませうか……なけ
ればこれを以て直ちに採決いたした
と思ひますが、よろしうございま
すか。

○委員長(吉川末次郎君) それでは警
察官等職務執行法案を、衆議院の修正
案を一括いたしまして採決いたしま
す。本法案に御達成の方は御起立を願
ひます。
○委員長(吉川末次郎君) 多数と認め
ます。よつて本法案は可決せられまし
た。尙多数賛成人の署名を法規上要し
ますので、御達成の方だけ御署名を願
ひたいと思ひます。
○委員長(吉川末次郎君) 委員長の本
会議においていたします口頭報告の内
容は、

